

「通信・放送の在り方に関する懇談会」

## 追加提出意見



平成18年3月31日  
K D D I 株 式 会 社

\* 組織名等の敬称は省略させていただいております。

# 目次

---

1. 光ファイバの開放	
① F T T H シェア	・ ・ 2
② N T T 指定設備管理部門の収支	・ ・ 3
2. N T T 次世代網のオープン性	・ ・ 4
3. N T T グループの業務範囲拡大	・ ・ 5

# 1. 光ファイバの開放：①F T T Hシェア

## NTT意見

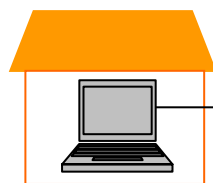
◆F T T Hサービスのシェアは全国平均では61%である。採算性が高く、競争が進展している東京及び関西5府県で50%を下回っている。

平成18年3月22日付NTT提出資料「ご質問への回答」P18【参考9】

## 当社の考え

1. 光ファイバは、ブロードバンドサービス用としてゼロから敷設したものではなく、独占／電話時代より構築した電柱・管路等の線路敷設基盤を用いて敷設したメタル回線のリプレース。  
⇒ ボトルネック性は、光ファイバ・メタル一体で判断すべき。  
⇒ 光ファイバとメタル回線を合わせたNTT東・西のアクセス回線シェアは94.7%。
2. ボトルネック性の有無／設備開放ルールの是非は、サービスベースのシェアではなく、設備ベースのシェアで判断すべき※。  
⇒ NTTが示したものは、サービスベースのシェアであり、他事業者がNTT東・西の光ファイバを利用してF T T Hサービスを提供する場合、他事業者のシェアとして集計。  
⇒ サービスベースのシェアは、NTT東・西に対する光ファイバ開放ルールが前提であり、光ファイバ開放ルールの撤廃の理由とはなり得ない。

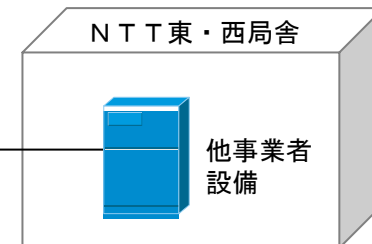
※サービスベースのシェアと設備ベースのシェア



お客様

例：他事業者がNTT東・西の光ファイバを利用してF T T Hサービスを提供する場合

光ファイバ：NTT東・西が所有



サービスベース（契約数ベース）：他事業者の契約として集計

設備ベース（回線数ベース）：NTT東・西の回線として集計



ボトルネック性の有無は設備ベースで判断すべき

# 1. 光ファイバの開放：②NTT指定設備管理部門の収支

## NTT意見

- ◆NTTとしては光のオープン化は継続していくが、その場合に光ファイバの投資リスクに対するフェアリターンが確保されるよう現行のルールを見直すことをお願いしている。

平成18年3月22日付NTT提出資料「ご質問への回答」P5

## 当社の考え

- 現在の光ファイバ接続料は、NTT東・西自身が作成した将来需要と将来原価に適切な報酬を加味して算定した認可料金。NTTが言う「フェアリターン」は実現済み。  
⇒ 光ファイバ整備の単年度投下コストと一定期間の平均値である接続料水準との比較といった近視眼的議論ではなく、算定期間全体或いは償却期間全体で費用回収可能かどうかといった観点で判断すべき。
- NTT東・西の設備管理部門は、光ファイバも含め適正な原価と報酬により安定的な収支を実現。  
⇒ NTT東西の16年度の指定設備管理部門は黒字。利用部門よりも利益率は高い。

### <NTT東日本>

(単位：億円)

	管理部門	利用部門
営業収益	11,638	17,103
営業費用	10,870	17,000
接続営業利益	768	103
利益率	6.6%	0.6%

出典：平成16年度接続会計報告書

### <NTT西日本>

(単位：億円)

	管理部門	利用部門
営業収益	11,393	16,237
営業費用	10,711	16,172
接続営業利益	681	65
利益率	6.0%	0.4%

## 2. NTT次世代網のオープン性

### NTT意見

◆次世代ネットワークは国際標準に準拠したオープンなネットワークとして構築していく考えであり、NTTグループ各社間と他社との間の同等性を確保する観点から、国内外の他キャリア・CATV網・ISPとのコネクティビティ（相互接続性）や映像配信・アプリケーションプロバイダへのオープン性（インタフェースの開示）を確保していく考えであるが、具体的な接続条件については今後、関係者と協議をしていく考えである。

平成18年3月22日付NTT提出資料「ご質問への回答」P 2

### 当社の考え

1. 接続条件を各事業者毎に個別に協議して決定することとなれば、指定電気通信設備制度導入以前の時代に逆戻り。
  - ⇒ 接続条件の相対化・個別協議化により、交渉の難航・長期化が想定。
  - ⇒ ボトルネック設備を保有し、固定・移動双方でシェアの過半を占めるNTTグループのサービスのみが先行する事態に。
2. NTT東・西の次世代網を第一種指定電気通信設備の対象とし、接続条件を約款化した上で他事業者への公正な開放を義務付けるべき。

### 3. NTTグループの業務範囲拡大

#### NTT意見

◆NTT東西が現行法の活用業務の枠組みの下でシームレスなIPサービスを提供することを制約する必要は無く、これを制約することはユーザ利益を害することになると考えている。

平成18年3月22日付NTT提出資料「ご質問への回答」P4

#### 当社の考え

1. NTT東・西の市場支配力の源泉（優位性）は、加入電話時代から承継するボトルネック設備の保有と、営業面での顧客基盤。設備面、営業面それぞれの優位性を維持したままでの業務範囲拡大は、公正競争を阻害し、お客様の利便を損なう。

⇒ NTT東・西の設備面・営業面での優位性が解消しない限り認められるべきではない。

#### 【NTT東・西による業務範囲拡大】

県間通信

固定電話、IP電話、移動体、ISP、グループ会社間バンドルサービス（例：セット割引、FMC）等

優位性を持ったまま県間通信へ進出

県内通信

